

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害(障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が別表第4常時介護を要する状態の項障害の欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>104,290円</u>を超えるときは、<u>104,290円</u>)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>56,600円</u>以下である場合に限る。) <u>56,600円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が別表第4随時介護を要する状態の項障害の欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>52,150円</u>を超えるときは、<u>52,150円</u>)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害(障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が別表第4常時介護を要する状態の項障害の欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>104,530円</u>を超えるときは、<u>104,530円</u>)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>56,720円</u>以下である場合に限る。) <u>56,720円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が別表第4随時介護を要する状態の項障害の欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>52,270円</u>を超えるときは、<u>52,270円</u>)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として</p>

改正案	現 行
支出された額が <u>28,300円</u> 以下である場合に限る。) <u>28,300円</u>	支出された額が <u>28,360円</u> 以下である場合に限る。) <u>28,360円</u>